

史跡首里城跡整備基本構想

昭和 63 年 3 月

沖縄県教育委員会

史跡首里城跡整備基本構想

はじめに

首里城は、およそ500有余年にわたって琉球王国の政治・経済・文化の中心的役割を果たしてきた城であり、また琉球王国の土木技術・建築技術等の粹を集めて築城された沖縄の代表的な城である。

そのため、昭和47年5月15日、国指定の史跡になったが、琉球大学のキャンパスがあったことなどから、歓会門・久慶門など部分的な整備がなされてきただけで、全体的に整備されるまでには至らなかった。

しかし、失われた貴重な文化遺産を取り戻したいとする県民の強い念願が叶って、旧首里城の内郭の区域を国営公園として整備することが決まり、いよいよ実現に向けて始動することになった。

首里城跡は、国営公園として整備されることになったが、歴史的にも学術的にも大きな意義を有する史跡であることなどから、文化財保護の視点に立った「史跡首里城跡としての整備のあり方」などについて基本的な構想をまとめ、国営公園の整備計画に提言していくことは必要かつ重要なことである。

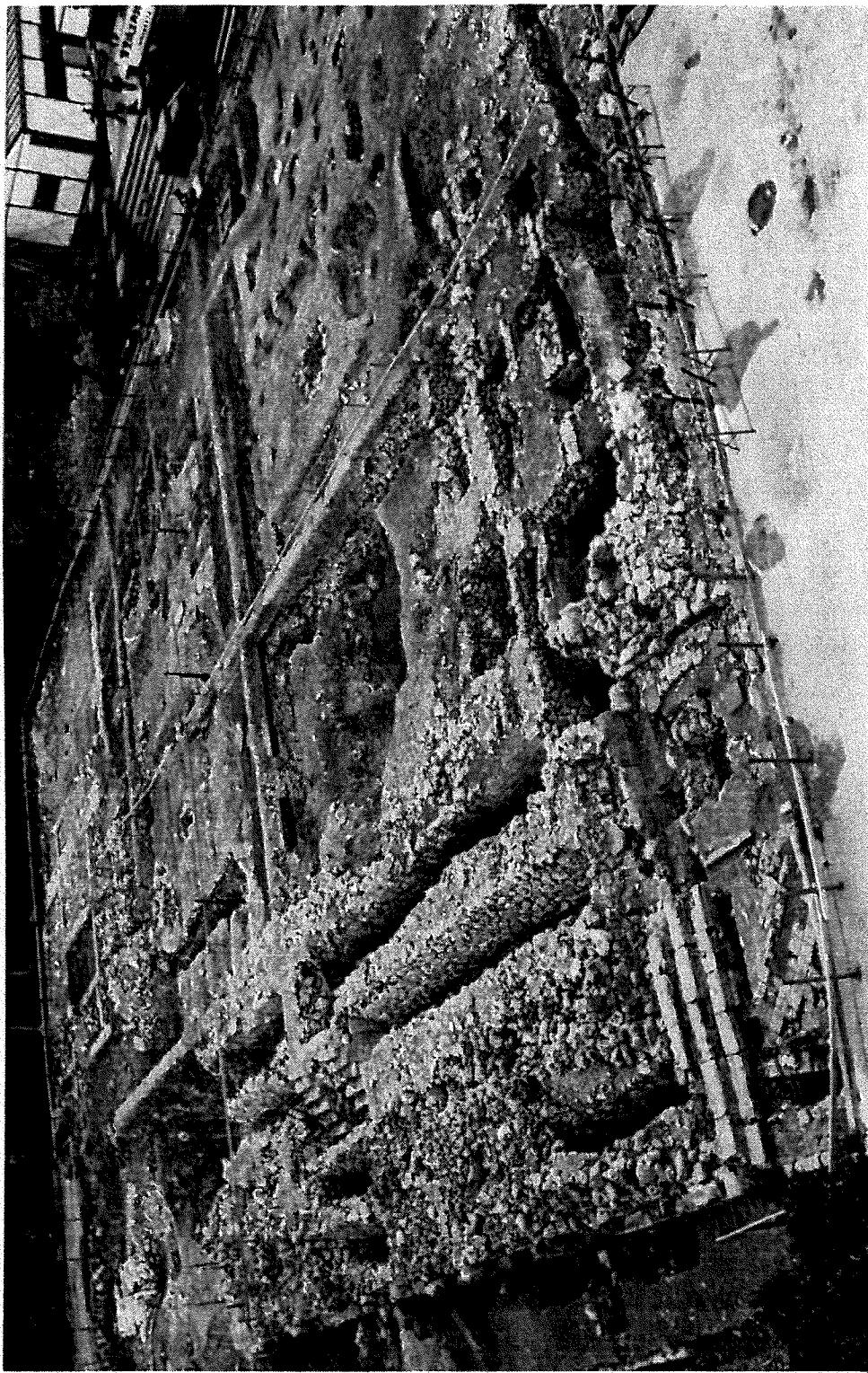
「史跡首里城跡整備委員会」は、このような背景や必要性から設置されたもので、考古学、歴史学、民俗学、建築、造園、美術工芸などの各専門家のほかに、地域や行政の代表を加えて委員会を構成し、過去数回にわたって慎重審議してきた。

この基本構想は、史跡首里城跡の整備に関し、同委員会での各委員の意見等を参考にその考え方をまとめたものである。

以下に記述した考え方を「史跡首里城跡整備の基本構想」として提言するとともに、国営公園の整備計画の策定等にあたっては、これが十分に生かされるよう強く要望したい。

沖縄県教育委員会
(史跡首里城跡整備委員会)

発掘された首里城正殿跡（南西側より望む）



目 次

はじめに

第1章 整備の基本姿勢	1
第1節 基本理念	1
第2節 基本的条件	1
1. 史跡としての整備	2
2. 将来を展望した整備	2
3. 利活用を考慮した整備	3
第3節 基本目標	4
1. 文化財としての価値を損なうことのないように整備する	4
2. 将来に悔いを残さないように整備する	4
3. 沖縄らしさを創出し、万人が親しめるように整備する	4
第2章 保存・整備の基本的方策	6
第1節 整備上の視点	6
第2節 発掘調査区域と整備区域	6
1. 発掘調査区域	7
2. 整備区域	9
第3節 保存整備と活用	9
1. 整備の要点	10
2. 遺構等の整備例	10
3. 資料館等補助資料の活用	11
第3章 関係資料	13
第1節 史跡の整備と活用	13
1. 文化財の概念と保護の必要性	13
2. 史跡の概念、保存、活用	13
3. 史跡と都市公園との調整	14
第2節 首里城の概要	14
1. 首里城の歴史等	14
(1) 首里城の歴史	14

(2) 首里城跡の沿革	15
2. 首里城内の主要建造物	16
(1) 首里城正殿	16
(2) 首里城南殿	17
(3) 首里城北殿	18
(4) 歓会門	18
(5) 久慶門	19
(6) 瑞泉門	19
(7) 漏刻門	20
(8) 白銀門	20
(9) 繼世門	20
(10) 奉神門	21
(11) 淑順門	21
(12) 広福門	21
(13) 美福門	21
3. 国指定の理由	21
4. 文化財としての価値	22
(1) 歴史的・学術的価値	22
(2) 建築技術的価値	24
第3節 整備の現況と動向	25
1. 首里城跡の整備状況	25
(1) 首里城城郭等復元整備事業	25
(2) 首里城正殿の発掘調査	27
(3) 首里城関連年表	29
第4節 史跡首里城跡整備委員会について	35

第1章 整備の基本姿勢

第1節 基本理念

私たちの祖先は、日本本土はもとより、広く中国や東南アジアとの交流を通じ、また、長い歴史の変遷の中で、薫り高い、そして独特の文化を育んできた。その文化の結晶がいまでもなく沖縄の文化財である。

本県の、このような独特的文化財を保存し、活用することによって、広く県民に対して郷土の文化や歴史に触れる機会と場を提供し、潤いのある県土と豊かな県民生活の形成に資することは、たいへん重要であり、これはまた行政の課題でもある。

首里城は、歴代の琉球国王がおよそ500有余年にわたって政務を執った居城で、海外との交易や歴史の舞台となった所であり、有形無形の多様な価値を有する貴重な文化財である。

しかしながら、首里城一帯は去る沖縄戦で最も激しい戦闘となつたため、正殿や城郭など、すべての建造物は破壊焼失し、城内および周辺の貴重な文化遺産は見る影もなく灰じんに帰してしまった。

それ故に、首里城を中心とした貴重な文化財の数々を失った県民の失望は大きく、これを取り戻したいとする心情には計り知れないものがある。

その意味において、首里城跡の復元整備は本県における重要課題であり、それでなくとも、先人の残した貴重な文化遺産を復元整備することは、現代に生きるわれわれに課せられた大きな責務であるといえる。

以上のことから、「沖縄文化の象徴的存在である首里城跡を史跡として整備し、活用することによって、文化思想の高揚と心豊かな県民性を培う」ことを史跡首里城跡整備の基本理念とする。

このことはまた、文化財保護法に規定する「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」との方針にも合致するものである。

第2節 基本的条件

次に、首里城跡の整備にあたっての基本的条件を、首里城跡が国指定史跡であることを大前提に、前述の基本理念を反映して設定する。すなわち、整備の基本的条件は文化財としての整備のあり方・その目的・利活用など、幅広い視野と長期的な展望のもとにこれを総合的に捉えて、「①史跡としての整備、②将来を展望した整備、③利活用を考慮した整備」の三つを基本的

条件として設定する。

1. 史跡としての整備

文化財保護法が対象とする文化財の分類による「史跡」は、「貝塚・住居跡・都城跡等で、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模・遺構・出土遺物等において、学術上価値があり、重要なもの」とされている。

首里城跡が国の史跡に指定されたということは、まさに我が国の歴史の正しい理解を促し、学術的にも価値あるものとして評価されたことを意味する。

したがって、史跡である首里城跡の整備にあたっては、史跡としての価値を損なうことのないよう整備の大綱を確認すべきである。

文化財の復元整備等は、確たる資料を基に忠実になされることが前提条件である。

首里城跡は、過去数回にわたって炎上し、地上物のほとんどを焼失したため、史跡として整備するための手掛かりとなる資料は、昭和初期修理時の図面類、戦前撮影された写真及び公文書等をはじめ、地下に存在する遺構や遺物ということになる。

したがって、整備にあたってはこれらの諸資料等を参考にすることはもとより、正殿跡の学術的な発掘等の調査によってその意義や内容、規模や形態、立地や地形などを的確に把握し、それによって具体的に整備の方法を決め、これに基づいて忠実に整備していくことが不可欠な要件となる。

2. 将来を展望した整備

すべての文化財は保護されなければならない。埋蔵文化財にあっても同様である。

埋蔵文化財である遺構や遺物は、首里城の歴史等を解明する貴重な史料である。

これらの史料が種々の開発行為によって安易に破壊消滅され、将来に悔いを残すようなことがあってはならない。

発掘調査は、専ら学問上の問題を解決するために行うのが本来のあり方であり、目的である。したがって、問題解決のために当面発掘調査を必要としない遺跡等については、その必要性が生ずるまでは手を触れることなく、保存されることが望まれる。

発掘作業は、いかに慎重かつ精密に実施されたとしても、遺構や遺物が存在した本来の状態や空間的な位置というのは、永久に失われてしまうことになる。つまり、発掘調査は、ある意味では遺跡等の破壊であり、一度破壊された遺構等を元に戻すことは、いかなる努力を払ったとしても不可能なことである。

したがって、発掘調査はいかなる場合でも、正当な理由、調査目的、動機などをもって実施しなければならないし、そのためには、将来はもとより調査の全過程を予測して綿密な計画を

たてることが肝要である。

しかし、その計画によって、例えば史跡の範囲を確認する場合、あるいは地上建造物を構築する場合は、発掘調査をして調査記録を保存することになるが、この場合でも、確認された遺構等については、可能な限り保存して後世に継承していく配慮、あるいはその遺構等を生かして一般公開するなど活用していく配慮が必要となる。

それでもなお現状のまま保存することが困難な遺構等については、的確な記録保存の措置を講じ、将来の学術研究に支障のないようにする必要となる。

要するに、計画（設計）する場合、①緑地などして地下に現状のまま保存するもの、②事前に発掘調査を実施して記録保存するもの、③発掘調査を実施した後で遺構等を活用するものなど、そのイメージを描いて計画する必要がある。

史跡の整備には、専門的要素が多分にある。したがって、計画の段階から委員会等を組織し、収集した史料と専門家の知識等によってそのイメージを浮かび上がらせ、長期的展望に立って計画を策定し、将来に悔いを残すことのないよう万全な態勢で整備にあたるべきである。

3. 利活用を考慮した整備

史跡は何らかの形で種々の遺構によって構成されている。

遺構というのは、建物・塀・井戸・石垣・礎石・建物基壇・堀・土塁・掘立柱穴など地上地下を問わず、遺されてきた構造物のことを指す。

史跡の整備について、史跡の構成要素であるこれらの遺構を可能な限り保存することの必要性については前述したとおりであるが、一方、史跡の特性を生かしつつ、遺構の周辺地をも含め一体として一般県民（国民）の利活用に供することができるよう整備することもまた重要である。

史跡整備の要件は、史跡をどのように保存・活用していくかということに尽きる。

ところで、史跡を保存する基本的な目的は、その史跡が保有している意義や内容などの情報を可能な限り多く、正確に、そして長く維持することにある。

また、史跡を活用する目的のひとつは、その情報によって、例えば過去の人間と現代のわれわれとの交感や交流のできる場として、史跡を再生させることである。

しかしながら、その史跡が本来もっている情報を失ってしまうような再生のあり方は避けるべきであり、再生と保存とが矛盾するような整備であってはならない。

史跡の保存目的に添った活用を図るために、その史跡を構成する遺構等の種々の条件を考慮して、現状のまま保存するのか、あるいは復元整備するのか、さらに新たな手段によって醸成するのかなど、具体的な整備の形態や方法を検討していくことが必要である。

しかしながら、史跡のもっている情報や存在意義を失わず、それをできるだけ生かして活用

するといつても、おのずから活用の許容範囲や限定条件があるうえに、その活用の方法も多様である。例えば、県民の憩いや連帯の場にするのか、郷土史の叙述や学習の場にするのか、文化思想の高揚や文化遺産の継承のためか、観光資源として活用するためなど、様々な活用のし方があるわけで、いずれを選択するかは今後のひとつの課題となろうが、いずれにしても、史跡首里城跡の意義等を十分に考慮した上で望ましい活用の方向性を打ち出すことが肝要であることはいうまでもない。

第3節 基本目標

史跡首里城跡整備の基本目標は、前節の三つの基本的条件を反映して、次の三つの方向をめざして整備するよう促進する必要があろう。

1. 文化財としての価値を損なうことのないように整備する

国指定の史跡としての価値を損なうことのないようにするために、事前の発掘調査を含めた整備に必要な関連資料の収集、関係者からの情報聴取、専門家の指導などによって整備の大綱を確認し、これに基づく計画の策定及び忠実な整備を促進する。

旧首里城は、正殿をはじめ幾多の国宝、文化財が集中し、沖縄県はもとよりわが国の貴重な国民的財産であった。

よって、その意義や内容にふさわしい、文化の薫り高い史跡として、その価値を高めるような整備をめざす。

2. 将来に悔いを残さないように整備する

首里城跡の地下に眠る遺構や遺物などの埋蔵文化財は、本県の歴史を理解する上で貴重な資料であるとともに、首里城跡の整備に資する重要な情報源である。

したがって、学問上の目的をもって学術資料を得る場合、遺跡の範囲を確認する場合、地上建造物を構築する場合など、正当な目的や理由等をもった発掘調査以外の発掘は絶対に避ける。これらの貴重な埋蔵文化財は極力保存し、発掘された遺構等は適切に活用するなど周到な計画をもった整備を促進する。

ひとたび破壊された遺跡を元に戻すことは不可能であり、安い發掘調査や工事によって将来に悔いを残すことのないように適切な整備をめざす。

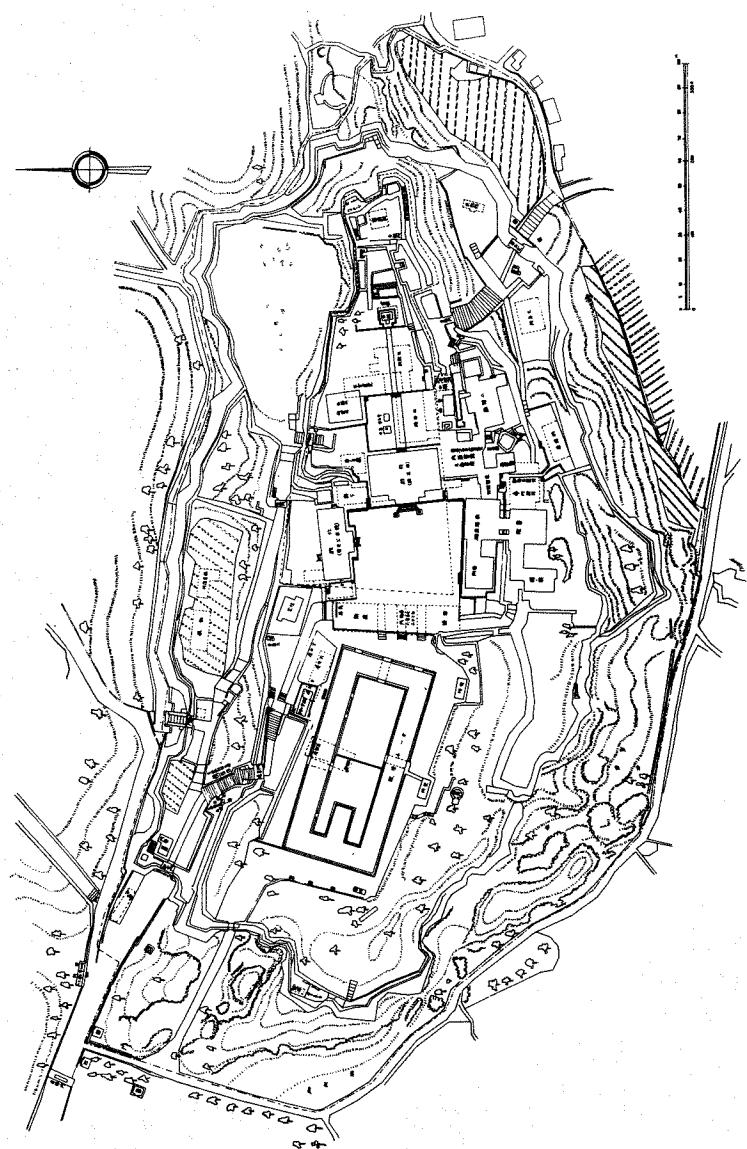
3. 沖縄らしさを創出し、万人に親しめるように整備する

文化財は、単に保護する立場だけにとどまらず、県民生活を豊かで潤いのあるものにするた

めに、これらを公園整備の中で正しく位置づけ、生きた文化財とするためのむしろ積極的な保存という立場で、県民に親しめるような活用を考える必要がある。

そのために、県民が、文化財、中でも遺跡や遺物を通して先人の歴史を実感し、さらには生活環境の一環となり、本県の文化の核となるような整備、心の触れ合いやゆとり、そして郷土愛の醸成に資するような整備を促進する。

すなわち、文化財を通して祖先の優れた業績を観ることによって心を豊かにし、「温故知新」の諺のとおり、過去と現在との接触がさりげなくできるような整備、将来の文化の向上のためにも万人が親しめるような整備をめざす。



第2章 保存・整備の基本的方策

第1節 整備上の視点

史跡を県民の前に開かれた空間とするためには、あくまでも活用を前提とした保存と整備の方策を考えなければならない。

首里城跡の整備に関し、史跡としての整備等に関する具体的な考え方については、後述することとし、ここでは史跡の保存整備及び活用を図るために留意しなければならない整備上の基本的な視点を挙げる。

- (1) 地域における文化環境の向上と発展の基礎をなすものであること。
- (2) 史跡は、現代に生きる我々だけのものではなく、後世に未永く受け継がれるものであること。
- (3) 史跡を訪ずれたとき、ことさらに説明を加えなくても一応の理解ができ、先人の歴史を実感し、学び得るものであること。
- (4) 史跡を県民生活の中に多面的にとり入れ、郷土の歴史と文化の正しい理解が、豊かな郷土と県民生活の重要な構成要素として定着し、郷土愛の醸成に資するものであること。
- (5) 過去への想いを助けるような、静かで、落ち着いた雰囲気をもった環境を醸成することであること。
- (6) 整備は、遺構の保存を第一に考慮し、重要な遺構は保護策を講ずるとともに、一般に公開できるような方法で行うものであること。
- (7) 以上のことと補完する意味で、近隣に、出土遺物等の展示や史跡の解説などができる資料館等の施設を設置する必要があること。
- (8) 整備にあたっては、全体計画とともに年次計画をもち、常に整備工事に先んじて遺構調査を行う必要があること。

第2節 発掘調査区域と整備区域

史跡首里城跡の整備計画の策定にあたっては、第1章で述べた基本理念・基本的条件、基本目標などの、いわゆる整備の基本姿勢に基づいて計画することが望ましいが、その際、全体計画に位置づけられる建造物等の地上構築物や整備区域の設定とともに、発掘調査を要する区域を予め区分し、その対応など、整備方針を明確にしておく必要がある。すなわち、発掘調査をしなければならない場所及び範囲、時期(期間)、体制など、具体的な整備方針に基づいて計画を策定する必要がある。

1. 発掘調査区域

発掘調査は、正当な理由や目的等がない限り、安易に行うべきではないが、史跡の整備にあたっては、むしろ積極的に発掘調査をしなければならない場合がある。

殊に、戦災で全てを焼失した首里城跡においては、地下に残された資料が貴重な手掛かりとなるからである。

したがって、発掘調査を要する区域を予め明確に区分し、その区域については可能な限りの情報を得るための詳細な調査を計画的に行う必要がある。

そこで、発掘調査を要する区域を、整備計画の視点から、発掘調査終了区域、当面発掘調査区域、将来発掘調査区域に大別し、その考え方を記述する。

「発掘調査終了区域」は、文字どおり発掘を終わった場所又は区域として区分するが、当該区域は、過去において調査した歓会門・久慶門の内郭部分等を除いて現在のところ、昭和60・61年度において実施した首里城正殿跡だけである。

したがって、ここでは当面発掘調査区域と将来発掘調査区域についてその基本的な考え方を記述することにしたい。

「当面発掘調査区域」は、当面の（第一次的）整備計画に伴って調査を要する場合に発掘しなければならない区域として区分する。

史跡首里城跡の内郭部分は、国営公園として整備されることになったが、整備面積が広大であることから、おそらく年次的計画によって整備を進めることになるであろうし、全体構想の中で整備対象や着手順序というのが決まってくる筈である。そこで、これらの整備計画と同時に検討しなければならないのは、発掘調査を要する区域の決定である。発掘調査を要するのは、例えば、整備計画に位置づけられた地上建造物等を復元又は構築するにあたって、地下に触れる場合や地下遺構を確認する場合などで、これらについては発掘調査を要する区域として計画に反映させ、調査を実施する必要がある。

一方、発掘調査は長期に及ぶため、調査そのもの及びその後の整備に支障を来さないよう、余裕をもった計画にしなければならない。すなわち、どこ（どれ）を、どのような順序で整備するかが決まれば、そのうちのどの区域をどれだけの期間で発掘調査するのかなど、綿密な計画を立てて行うことが肝要である。

さらに重要なことは発掘調査体制の確立である。首里城の整備が長期に及ぶことは必至であり、従来の県教育委員会だけの対応では自ずから限界がある。そればかりでなく、首里城の歴史的・文化的・学術的価値を一貫して窮屈尽くし、体系化していくためには専任的長期的体制を確立する必要がある。

このため、例えば「グスク研究所」の設置などについて、早期に関係機関で検討し、具体化することが望ましい。

「将来発掘調査区域」は、次項の整備区域との関連で、当面は緑地などにしておき、将来計画の中で発掘調査を予定する区域として区分する。

将来計画について現時点で敢えて記述するのは、遺構の広がりとの関係や植栽などとの関係で発掘調査を必要とする場合があるからである。

遺構は、一定の広がりがあり、またその遺構の機能が隣接部分と緊密な関係をもつ場合がある。遺構は地下に存在するため、外観ではその広がりを把握することはできない。机上において設定した当面発掘調査区域内において実際に発掘して出てきた遺構が、その区域外に広がっている場合もあり得るわけである。

その場合に、遺構の広がりを追ってさらに区域外まで発掘調査を進めるのか、区域内にとどめて将来に委ねるのかなどの判断が求められることになる。もちろん、その時点で判断すればいいことであり、また区域は地上物との関連で必要な範囲内で設定されるものであるから、発掘はその範囲内にとどめるのが原則であろう。

しかし、遺構の重要度によっては、これを追求する必要が出てくる場合もあるわけである。したがって、緑地にする計画の場所であっても、このような理由や目的等によってはさらに発掘調査を進めなければならない場合があることを予め認識しておく必要がある。

もうひとつは植栽であるが、当該区域の緑地部分において、また史跡の環境整備において樹木の植栽は重要な要件であるが、植栽作業をする場合どうしても地下に触れることになる。すなわち、樹木を植える場合でも、また既存の樹木を移植する場合でも地下に触れないわけにはいかない。そこで、ここでは植栽作業の過程において注意しなければならない基本的な要点を記述することにしたい。

- ① 植栽のための掘り穴の大きさや深さなどは必要最小限にとどめること。
- ② その際に遺構が出てきた場合は即刻関係者に連絡をとり、その措置について協議するとともに、重要な遺構については植栽の位置を変えるなど、適切な方法によってその保護策を講ずること。
- ③ 遺構が密集する地域でやむを得ず植栽をする場合は、盛土を行うなどして地下遺構の保存に留意すること。
- ④ 既存の樹木を移植する場合でも基本的には同様な措置が必要である。
しかし、大木でかつ根系が広範囲に及んでいて根回しによる地下への影響が大きいため、移植できない樹木を伐採しなければならない場合は、伐採の方法等について関係者と十分に協議するなど適切な措置を講ずること。
- ⑤ 植栽計画策定の段階から、以上のことを考慮に入れ、既存の樹木の利用、復元等を行う建造物や遺構の広がりとの関係などに十分意を尽くすこと。

2. 整備区域

史跡首里城跡の整備区域の設定は、主に国営公園として最終的には国が全体計画の中で設定することになるので、ここでは史跡としての整備を前提に、区域設定の基本的な考え方を記述することとする。

前項では、発掘調査に関する区域を、遺構の保存、調査体制などを含めて、発掘調査の時期的な観点から三つに区分して考察したが、これに対応して整備区域を設定するならば、恒久的な整備をする区域、維持管理のみの区域、暫定的に緑地などにしておく区域に区分することができる。

恒久的な整備をする区域は、主に主要な建造物及びその周辺区域ということになるが、これらの区域はひとたび整備されれば、確定的理由がない限りそのまま維持されることになるので、整備前にあらゆる角度から検討して、その後に悔いの残らないように対処しなければならない。基本的には委員会等を組織し、収集した史料や専門家の知識をフルに活用して、しっかりと計画によって整備すべきである。

維持管理のみの区域は、現況をそのまま活かして、全体構想の中に位置づける区域であるが、首里城跡の場合、戦災や琉大キャンパスがあったという過去の経緯から果たして対象となる区域があるかは不明であるが、全てを新たに整備しなければならないといった理由もないわけであり、史跡としての趣を呈している区域があるとするならば、むしろ積極的に活用すべきであることはいうまでもない。

もうひとつは、当然ながら既に整備を終えた歓会門・久慶門及び関連部分はこの区域に位置づけられることになろう。

暫定的に緑地などにしておく区域は、将来計画には位置づけられるかも知れないが当面は造園計画などによって緑地にしておく区域である。その理由として考えられるのは、予算的・時間的制約を伴う場合、重要な遺構として学術的発掘調査に委ねたい場合などである。

以上三つの区域を、発掘調査を背景に区分して考察したが、整備区域の設計はその視点によって異なるわけで、例えば、史跡公園としての全体的な視点で捉えると史跡首里城跡のもつ性格、それをとりまく環境や条件、社会的ニーズなどを考慮してゾーニングが設定される筈である。いずれにしても、史跡との関わりにおいて一定の理由や方針等をもった計画的な整備を条件としなければならない。

第3節 保存整備と活用

文化財は、保存とともに活用を図ることが目的であり、前提要件でもある。それは文化財の公共性という観点から考えても活用を目的とするのは当然である。

史跡の整備においても同様で、史跡は単に保存するというのでは歴史的遺産としての存在意義はないわけで、保存を図りつつも広く一般に開放し、活用することによって初めて、史跡そのものが生きてくるわけである。

史跡の保存整備の基本的な考え方等については、これまでにも述べてきたので、ここでは活用の方策を主体とした保存整備について記述することとする。

1. 整備の要点

史跡をはじめ、全ての文化財は保護されなければならないが、県民生活をより豊かに潤いのあるものにするため、これらの文化財を日常生活の中に正しく位置づけ、生きた文化財とするための積極的な保存という立場で、県民生活に密着した今日的な整備と活用を図ることが重要である。

そのためには、県民が、特に史跡そのもの、あるいは遺構や遺物を通して、先人の歴史を実感し、さらに生活環境の一貫として本県の文化の核となるように総合的に整備され、心の触れ合いとゆとりに満ちた環境の中で、郷土愛の醸成にも資するものとして活用しなければならない。一人一人が史跡の中に身を置いて、その価値を知り、過去の歴史的事実を想起して歴史と生きた対話ができる臨場感のある歴史環境を造成することが肝要である。

また、史跡地内の整備だけでなく、その周辺地域の整備についても史跡との関連において十分に検討していく必要がある。

2. 遺構等の整備例

発掘調査によって検出された遺構等を公開し、活用するための整備手法は種々あろうが、従来行われている代表的な整備例として、露出方式・覆屋方式・復元方式・修景方式等があるので、これらについて概説しておきたい。

(1) 露出方式

地中に埋もれていた遺構が発掘調査によって検出され、これを一般に公開したい場合に、その状態で展示する方式である。

①現実に本物がみられる。②歴史的感興を呼び起こす。③学術的資料として直接活用できるなどの長所があるが、露出した状態での展示ということで問題もある。

例えば、遺構のほとんどは完全な形で遺存していないため、補足や修復など手を加えなければならない場合がある。また、遺構の種類等によっても異なるが、外界に晒されるために風化や衰弱化をまねく恐れがある。

したがって、礎石など石を主体としたしっかりした遺構に限られる。

(2) 覆屋方式

遺構を露出させて展示する点では露出方式と同じであるが、屋外では保存できない弱い遺構に覆屋を取り付けて保護しつつ展示する方式である。

覆屋内の空調設備が必要であり、また覆屋の構造やデザインなどについても史跡全体を考慮してなされてなければならないが、どうしても、遺跡が生きていた時代とは異質なものになる。したがって、この方式を採用する場合は、シンプルで目立たない構造やデザインにするように配慮するほかはない。

(3) 復元方式

構築物が滅失して基礎部分しか残っていない遺跡をそのまま展示するだけでは、その遺跡の内容が不明瞭である。そこで、これを往時の姿に復元して一般公開するために整備するのがこの方式である。

復元方式は、他の方法に比べて強い説得力があるのが特徴であるが、復元のためには、非常にきめ細かい資料収集が必要となる。また遺跡の時代や種類によっても異なるが、現実的に厳密な復元は困難な場合が多いといった難点がある。

復元の仕方には、遺構の原位置に忠実に復元したもの、移築して復元したもの、遺構とは関係なくモデルとして復元したものなどがある。

(4) 修景方式

地表に出して展示するには弱い遺構で、復元も難しいといった場合に用いられ、全国的にも事例が多い。この方式は、遺構を地下に埋めたままにして置き、地表で遺構の位置や規模を表示するもので、単に位置を表示する簡単な方法から、規模復元を行うものまで様々な方法がある。建物などの場合には、礎石の位置に灌木を植えたり、自然石や加工石等を据える方法が多い。

修景方式は、遺構を保存する上では最も安全な方法であるが、一般の目に触れるのは全てにせものであるため、説得力に欠けるのが難点である。

以上、四つの整備方式を概説したが、それぞれに一長一短ある。したがって、実際にはこれらを適宜組み合わせて用いている場合が多い。

3. 資料館等補助資料の活用

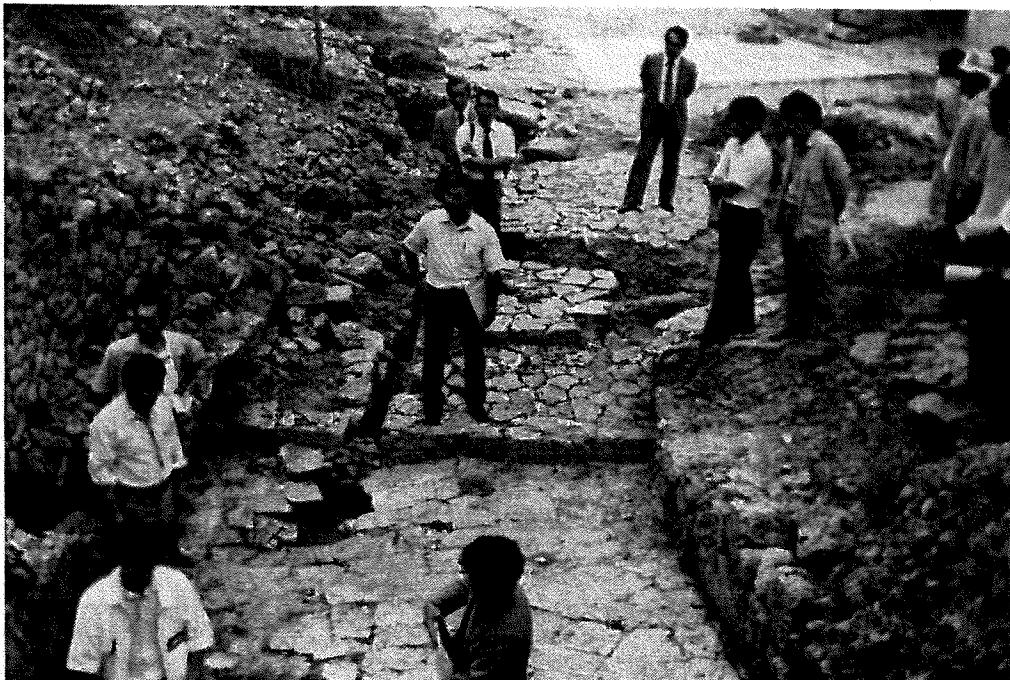
遺跡は、いかに復元的に整備したとしても、それだけで歴史を全て語ることはできない。出土遺物・時代的推移・他の遺跡との関係など補足説明すべきものが多い。そこで必要なのが補助資料である。すなわち、補助資料を活用することによって、史跡に関する情報を提供し、理解を促すことができるわけである。

補助資料には、考古資料館をはじめ、説明板・遺構の復元模型・縮尺模型・印刷物記録映画など種々あるが、とりわけ、臨場感をもたせる意味からも、史跡の近くに資料館が設置される

ことが望ましい。

それは整備された史跡とその史跡から出土した遺物等を同時に見ることができるし史跡そのものがより一層生きる結果になるからであるが、建設にあたっては、立地による遺構の破壊、景観との調整、管理体制などについて十分検討する必要がある。

また、復元計画にある建築施設等を活用することも念頭に置くべきであるが、ただ史跡地内の建物を使用した展示場については、好ましい状況とはいえず、慎重に検討されるべきである。



首里城跡の整備状況を視察する文化財保護審議会委員と同専門委員の先生方

第3章 関係資料

第1節 史跡の整備と活用

「史跡首里城跡」の整備と活用を考える場合、史跡とは、あるいは文化財とは何かということを認識しておく必要がある。その価値や保護の必要性を認識することなく真にその整備や活用についての方策等を講ずることはできないからである。

1. 文化財の概念と保護の必要性

文化財とは、一般には文化遺産とか、文化的財産を意味するが、文化財保護法では「自然遺産を含めて、民族、国民の長い歴史の中で人間がつくり出し、祖先から伝えられた多種多様の文化遺産で、学術、芸術、歴史のうえで文化的価値をもち、国民的財産とされるもの」と解されている。

すなわち、文化財は、将来にわたる我が国の文化の創造のための基盤あるいは母胎となるものである。

文化財の保護とは、国民の文化の向上等に貢献するために、その文化の創造母胎を保護し、活用し、そして後世に伝えていくことである。

保護の内容としては、保存と活用とがあげられる。保存とは、従来われわれの祖先が護り伝えてきたものをここに至って滅ぼすことなく、十分な配慮をもって維持管理することである。

一方、活用とは、これらのものをただ収蔵・放置するのではなく、保存に支障のない手法をもって、現代人に公開する等の措置を講じ、その有する価値を新しい文化の創造・文化的向上のために発揮させることである。

2. 史跡の概念、保存、活用

文化財保護法が対象とする文化財の分類による史跡は、「貝塚・住居跡・都城跡等で、我が国歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模・遺構・出土遺物等において、学術上価値があり、重要なもの」とされている。

すなわち、遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの（歴史的な記念物）を指しているが、「歴史上価値の高い」というのは、我が国歴史を解明する上で価値が高いことを指し、「学術上価値が高い」というのは、学術的知見に基づいてみた場合の規模の大小、質的優劣、類例の多寡、希少性等と学術研究上の必要性等とを総合的に勘案しての重要性を指すものであるとされている。

3. 史跡と都市公園との調整

昭和56年7月24日付けで、文化庁から「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」(通知)があり、この中に「史跡に指定して後世に残すこととされた重要な遺跡については、史跡としての整備を図ることはもとより、都市計画等の関連施策との連携協力により遺跡公園としての整備を図る等、広く地域住民の利用に供する方策の検討に積極的に取り組むよう努力すること」といったことが記載されている。

すなわち、文化庁として今後史跡や遺跡の保存整備については、より一層建設省をはじめ他の機関との連携を密にし、都市公園整備事業に組み入れるなどして、全国に広がる数多くの整備されていない史跡や遺跡の保存整備を積極的に促進し、活用していくという考え方によるものである。

全国の数多くの地方公共団体では、すでに都市公園整備事業の一貫として史跡等の整備を行っている。その中で、文化財と関連の深いのは、特殊公園に含まれている歴史公園と緑地であろう。歴史公園は、史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的とした公園で、文化財の立地に応じて適宜配置されるものであるとされている。

問題は、文化財保護側に対して、開発側は新しく開発していくとする性格をもっており、これら相反する性格の中で、遺跡を保存していくためにいかなる手法を講じていくかということになる。

第2節 首里城の概要

1. 首里城の歴史等

(1) 首里城の歴史

首里城は、1406年（尚思紹1）尚巴志が中山を攻略して以後（琉球国）支配の中心地となって以来、1879年（明治12）最後の王「尚泰」が明治政府に明け渡すまで、第一尚氏王統7代64年、第二尚氏王統19代411年の居城であった。

1392年に察度が数丈の高樓を建造したといわれているが、この高樓は浦添城ではなく、首里城にあったともいわれている。

察度の子ども武寧は、佐敷グスクの城壁を壊し、その石を手渡して首里城に運び大修築をしたとの伝承がある。このあと、尚巴志は1425年に冊封使を迎える、1427年に城下に龍潭をつくった。志魯布里の乱（王位継承の内紛）後、城内の建造物を再建したのは末子尚泰久である。泰久は仏教に帰依し、仏法のため城下に廣嚴・普門・天龍の三寺を建立、城北に「末吉宮」を創建した。

1492年（尚真16）尚真は、第二尚氏王統の菩堤寺として「円覚寺」を建立、1501年に「玉

陵」を建立、さらにその翌年には円鑑池を造る。

また、城内を一新するため、1508年初めて首里城正殿に石欄及び竜柱を建てた。首里城正殿は和漢折衷の形式で、正殿の斜め北側に中国の使者・封使を接待する「北殿」を建立、また正門にあたる「歓会門」を建造して外郭を拡張した。

1519年、城外北西に隣接して「園比屋武御嶽」の石門を、城東に弁ヶ岳の石垣と石門を造った。尚真はまた1522年〈真珠湊碑文〉に記されるように首里城正門から真玉橋経由那覇港へ至る道路（真珠道）を整備した。このあとも城を中心に各地で土木工事を実施し、城下町首里を発展させた。

「守礼門」は尚清（1527～1555）のころに建立され、1580年（尚永8）冊封使がきたときには「守礼之邦」の扁額を掲げたが、以後、平時には「首里」の扁額を掲げ、1663年（尚質16）以降は再び「守礼之邦」を掲げるようになる。1546年（尚清20）繼世門を創建したとき、外郭の城壁を幅約4～5m、高さ約10mの高さに積み、南壁も二重の城壁にした。

「中山世鑑」によると、奄美大島や西表島の役人や人民も〈そろて、御石かき、つみ申候〉とあり、琉球国の大築城工事は尚真・尚清のころに完成したと云われる。

薩摩侵入（1609）以後は、薩摩の役人を接見するところとして「南殿」が建設されるが1660年9月27日正殿そのほかが全焼した。1663年、冊封使の張学礼らがきたときにも正殿はまだ再建されておらず、薩摩侵入後の王府財政はきわめて困窮していたと思われる。

復興したのは1672年（尚貞4）である。さらに1709年（尚貞41）にも火災があり、正殿・南殿・北殿などが焼失したが、1712年（尚益3）島津氏が材木を寄贈しており、復興は早かったようである。

1846年（尚育12）には大改修が行われ、正殿は60年に1回の割合で改修されたことになる。1879年（尚泰32）の廃藩置県により、最後の王尚泰は首里城を明け渡し、中城御殿に移り、その年の9月強制的に東京へ移住させられた。

その後、城は熊本鎮台沖縄分遣隊が営所として使用。1923年（大正12）取り壊し寸前にあった正殿は伊東忠太氏らの尽力によって保存され、大改修が行われた。

2年後、国の特別保護建造物（国宝）に指定され、沖縄神社の拝殿となる。

1944年（昭和19）第32軍の軍指令部が城の地下にあったため、1945年に米軍の砲爆撃で地上物の殆どが灰じんに帰してしまった。

(2) 首里城跡の沿革

都城を擁する首里地域は、標高100mほどの隆起珊瑚礁の上にある街で、周辺は全体的に丘陵や河川などの自然の障壁によって囲まれ、都城の立地にふさわしい地形を呈している。

首里城跡は、その南のへりの、いちばん高い所に営まれており、北に首里城跡以南の都

城であった浦添城、南西の足元に那覇の街や港を望む位置にある。

城の来歴については天孫氏以来とされているが、それを裏づける証拠はなく、あくまで伝承の域を出ない。

確実になるのは、沖縄最古の金石文「安国山樹華木之記碑」(宣徳2年、1427)に尚巴志が王城外の安国山に池(龍潭)を掘り、華木を植えたと記録されていることから、尚巴志の代になるものと思われる。その後、第二尚氏の尚真、尚清の代になって王城東南の石垣が二重にされ、そこに門を設けるなど、拡張や整備がなされて、最終的な首里城ができるがったといわれている。

城域は、東西約400m、南北約270m、面積約42,000m²で、県下で規模の大きな城となっている。

首里城の外郭には、歓会門、久慶門、木曳門、繼世門の四つの門があり、内郭には、瑞泉門、漏刻門、広福門、奉神門、右掖門、左掖門、淑順門、美福門、白銀門の九つの門があった。そして、これらの門を連ねる石垣(城壁)は、琉球石灰岩の切り石を高さ6~10m内外に積み上げ、外郭の門はいずれも石造アーチ(拱門)を架け、木造の櫓を乗せていたが、内郭の門は、白銀門を除いて石造アーチではなく石垣に木造の櫓を架してあった。

城内の主な施設は、内郭の東半分の地域にみられ、そのほぼ中央で西向きに正殿が位置し、その前面の広い庭を挟んで、北殿と南殿が配されていた。

これらは行政関係施設であるが、その東側には世添殿、女官居室、料理座など十数箇所の王家関係の施設があった。

正殿は、百浦添御殿とも呼ばれ、沖縄最大の建築物であった。高さ16.36mで、外から見ると重層、内部は三層、基壇の上に建てられており、面積1,355m²、屋根は本瓦の入母屋造り、正面を大きく唐破風造りにしていた。

城外にも城と一体のものとして種々の施設が設けられている。城の正門である歓会門から西方へは綾門大道と呼ばれた舗装道路が伸び、そこに国門第一門としての中山門が、さらに第二門としての守礼門が建てられている。

首里城跡の北側には、精神的拠所としての園比屋武御嶽、円覚寺、また、首里城の庭園としてもみられる弁財天堂と円鑑池、そして龍潭が造営されている。

2. 首里城内の主要建造物

(1) 首里城正殿

首里城内で最も重要な建物で、国王が政務を執り、又は城内の重要な儀式に使用された建物。国殿ともいい、俗に百浦添御殿(百の浦々を支配する御殿の意)又は唐波豊と称した。創建年は不明であるが、第一尚氏王統時代には既に二層の正殿があったことが「李朝

実録」(1450年の記事)によって伝えられている。

1508年(尚真32)に中国の宮殿にならって殿前の基壇に石造勾欄及び石竜柱が設けられたことが、「百浦添欄干之銘」(1509)に記されている。この頃までの屋根は板葺きであったようだ、1660年(尚質13)の火災後、1672年(尚育4)の再建のさいに瓦葺きに改められた。その後、幾度か火災と新改築を繰り返しており、写真に残る正殿は1846年(尚育12)の大改修によるものである。

廃藩置県後、熊本鎮台分遣隊營所となり、1909年(明治42)に首里区に移管された。その後、老朽化が著しく、取り壊しの運命にあったが、鎌倉芳太郎氏や伊東忠太氏らの助力によって1923年(大正12)に修復され、1925年(大正15)には国宝に指定された。そして翌年、沖縄神社拝殿となり、1934年(昭和9)解体修理がなされたが、沖縄戦で焼失した。

次に、規模や構造についてみると、沖縄最大の木造建築で、約1.74mの石造基壇の上に建てられ、高さ16.7m、面積は建面積537.60m²・延面積1,354.40m²。外観は重層(二重)、内部は三層(三階)。屋根は瓦葺き入母屋造り、正面中央は全面に突き出た大唐破風を架け、柱はすべて円柱(直径約39cm)を使用している。

建築手法をみると、石階段の上の上下両端に琉球特有の大小二対の石竜柱が立てられ上下の石竜柱の間に石造りの登り勾欄を配置し、基壇上部前面に石造りの螭首が突き出て、その螭首の上に石造勾欄が配置されている。

勾欄は、親柱と架木との間に石造彫刻の側板がはめてあって中国的であるが、螭首には日本風の彫刻が施されている。

正殿正面の中央部は前面に突き出て、向拝柱を立て大唐破風を架けた新殿形式の向拝となっていた。向拝部の意匠としては、柱脚に琉球独自の彫刻が施された2個の礎盤を据え、柱の上部には頭貫、台輪の手法が用いられていた。また、虹梁と頭貫の上部には唐草模様の透彫のはめ板があり、唐破風正面の中央部には大墓股と火炎宝珠を中心にその左右に雲と竜の彫刻が施され、唐破風の屋根中央上部と大棟両端には琉球独自の竜頭を載せ、中央入口は4枚の舞良戸を設置してあった。

全体の特徴としては、彫刻その他の建築手法等にいかにも無造作のようであるが、様式及び手法からみると、日本建築様式を基本に中国の様式を加え、沖縄の気候や風土の中で独自の手法で発達させてきた琉球建築の代表的なものであり、沖縄最大の木造建築であった。

(2) 首里城南殿

首里城の主要な建物の一つで、「南風殿」(フェーヌウドゥン)ともいう。

「球陽」によると、天啓年間(1621~1627)に南御殿を創建し、在番(薩摩の役人)を歓待し、佳節に倭礼(大和風の儀式)を行うところとなすとある。すなわち島津の琉球侵

入以後島津氏との修交の必要上、中国との修交に用いられた北殿に対して建てられたものと考えられている。

正殿に向かって右（南側）に位置し、北殿に相対して建てられていた。東側は内原書院（王や王妃の居室）を経て正殿と連結し、西側は番所（6間5面）が接続、裏に書院がある。

高さ90cmの基壇上に立ち、9間8面・重層・入母屋造・本瓦葺、面積約237m²北側正面の一階は遊離柱が立っていて雨端（あまはじ）になっており、二階は廊下になっている。入母屋の妻の破風下には木連格子を全面に用い、柱は外回り全部角柱面取となり、壁はたて羽目・目板打ち、床は畳敷きとみられる。渡り廊下で接続する番所は南殿の玄関的役割を果たし、平屋建てで、廊下も含めた面積は約191m²となっている。北側正面で玄関部にはやはり雨端があり、遊離柱の柱脚部には二重くり形のある石製礎盤が配置されている。内部は畳敷きで長押をめぐらし、内壁は白漆喰で塗ってある。正殿よりも日本様式が濃く、南殿が日本風の建築だったといわれているのは、この番所を指していっているものと思われる。

(3) 首里城北殿

首里城の主要な建物の一つで、俗に、西（北の意）御殿と称し、議政殿ともいわれる。創建年は不明であるが、第二尚氏の尚真王代（1477～1526）と推定されている。正殿の前面北側に南面しており、正殿とは廊で連結され、南殿に相対する。

中国からの冊封使接待のために使用した建物で、規模は小さく、正殿と比較して質素である。1709年（尚貞41）正殿及び南殿とともに焼失したが、その後再建された。

建物は90cmの石造基壇上に建てられ、構造は11間4面、单層、入母屋造、本瓦葺で、正面中央3間は向拝が突き出して玄関となっており、左右に各1ヶ所と背後に1ヶ所出入口があってそれぞれ石段で登るようになっている。壁は全部板壁で、たて羽目・目板打ち、柱は全て円柱、内部は高さ1.12mの板張りの高い床を設け、中央部3間3面は1室になっており、その奥に接する3間1面は一段高く壇となりその左右に各十字形の間取で四つずつの室がある。天井はいずれも太いさお縁を用い、各窓はいずれも引違い障子、また、柱や梁などには竜が描かれ、中国的意匠になっているが、もちろん純粹に中国建築を模したものではなく、琉球独特の建築である。また、建物には「忠順可嘉」の額が掲げられてあった。

廢藩置県後、陸軍省の管轄下にあったが、1909年（明治42）首里区に移管され、その後、放置されていたのを1936年（昭和11）に修復して沖縄郷土博物館として使用していたが、これも沖縄戦で焼失した。

(4) 歓会門

首里城の第一の正門で、俗に「あまへ（喜ぶの意）御門」と称する。中山門・守礼門を経て、この門から城内の瑞泉門などを通って、正殿へ至る。尚真王代の建築。

門の形式は、琉球石灰岩の切石を積み上げて石造拱門（アーチ門）とし、その上に櫓がある。門の広さは2.9m、深さ4.4m、拱の高さ4m。石造門壁の中央部に両開きの扉が設置され、門口内部床は四半壇敷きとなっている。

門の上の櫓は、木造平屋・本瓦葺の入母屋造りで、柱は円柱、柱下には前後に四本の土台の端を突き出させて絵模様を施し、その上には露除けの小屋根を架している。また、この門の前面左右に高さ120cm余の石獅子一対が設置されている。

昭和8年に国宝に指定されたが、その理由書に「拱門上に更に（中略）木造建築を重ね、上下二者を合して一構の拱門を形成する。かかる拱門式の城門は支那及び朝鮮に於いて多く見る所であるが、我が國に於いては甚だ珍しい。（中略）特に石獅子の彫刻は技巧の妙を表している」として、その特徴を述べている。

これも沖縄戦で破壊されたが、昭和47年度から昭和48年度にかけての、国庫補助事業により復元された。

(5) 久慶門

首里城外郭の北側にある通用門で、創建年は不明だが、歓会門と同じ頃（尚真王代）の築造とみられる。俗に、「ほこり御門」といい、国王物参りの留守中は閉門される慣例であったという。

門の広さは約2.8m、高さは3.4m。構造形式は歓会門とほぼ同じで、石造拱門（アーチ門）の上部に木造瓦葺の櫓がある。

門の前面の階段は変化に富んでおり、外側両脇に泉樋があった。

昭和51年度から昭和58年度にかけて、国庫補助事業で復元された。

(6) 瑞泉門

首里城内郭の正門で、俗に「樋川御門」と称する。歓会門を入って右側の石段を数十段登ったところに位置するが、門の下方右側にある泉（龍樋）の名（瑞泉）をとつて命名されたようだ。

門の広さは2.8m、深さは4.3mで、門口上部には拱を設げずに木造の梁を架けてある。その高さは3.4m、内部床には切石を敷いてある。規模は歓会門とほぼ同じであるが、異なるところは、拱を設げず、両脇の石垣に木造の梁を三本架し、その上に3間2面・単層・入母屋造・本瓦葺の木造櫓を架していることである。

この門の前面左右にも一対の石獅子が設置されているが、その手法は歓会門のものと類似している。また、門の櫓の中央上部には「瑞泉」の扁額が掲げられているが、その形式は中国の、いわゆる風字牌で、額縁の龍の彫刻は特に優れているといわれる。

昭和8年に楼門・龍樋・登道及び左右の石獅子とともに旧国宝に指定されたが、その理由書には「概形は歓会門に似ているが、瑞泉門の下層は拱孔はなく、故に上層の木造部は石牆の中斷された所に梢長き桁を架し、更に之に梁を置渡して構成せる床組上に建てられている。斯の如き構造より成る城門は、古来我が國に見らるる所であつて、歓会門の構造法とは全然趣が異なつたものである云々」があり、その特徴を述べている。

(7) 漏刻門

歓会門及び瑞泉門を経たその次の門が漏刻門で、門の樓で時刻を測定していた。

瑞泉門とほぼ同形同大で、門幅3.1m、奥行4.67m、上部樓までの高さ3.2m、門内床は四半埠敷きとなっている。この門には漏刻が設置されていたので、門上の樓に上がるようになっており、門の内側の北壁に接して石段が設けられている。

往時は水を漏し、あるいは日時計などを設置して時を測定していたようで、門の東方に長方形の黒石（日時計）があったことが確認されている。

文献上の初見は、「李朝実録」の1456年（世祖2、尚泰久3）の頃に、朝鮮漂流民梁成らの記事としてあり、当時すでに漏刻門があつて時を測り、太鼓で報知していたようだ。また、「球陽」によると、尚敬王27年（1739）に具志頭親方蔡溫が漏刻器を造らせ、6人の役人をして交代で時刻を測定させていたということが記されている。

(8) 白銀門

首里城内の東のアザナへの入口にある内壁の門で、首里城殿舎の後方の高台にある。この辺りは、城内でも重要な場所とみられ、その東端に西面して寝廟殿があった靈域である。

白銀門は、石造楣形式の門で、楣石の下部をくって拱門のように造られており、内側楣石の上に重ねられた石に「白銀門」と刻されている。門壁中央部には扉が取り付けられおり、門の広さは扉から後方は1.5m、内方は1.8mあり、深さは1.85mである。門口上部は石積みを高くし、その上に石造の入母屋型の屋根を設けている。屋根の勾配は緩やかで、棟や隅棟は反りをもっている。

昭和8年に旧国宝に指定されたが、戦災で焼失した。

(9) 繼世門

首里城東南側の外郭で、内郭の美福門の外側にある。別名「添繼御門」といい、俗に、赤田御門ともいう。首里城外郭の第三門で日常の通用門。起工は1543年（尚清17）、竣工は1546年で、創建記念に「添繼御門之北之碑文」（漢文）と「同南のひのもん」（琉球文）の両碑が門外に建立された。

門は石造拱門（アーチ門）で南東に向き、正面には幅の広い十数段の石段が設けられていた。

(10) 奉神門

正殿の門で俗に君誇御門と称する。創建年は不明。1562年この門の前に石の欄干を架設したことが、君誇欄干之記にあり、「奉神門の外、新たに玉欄を造立し城郭に于て、莊嚴日に増し、宮牆結構年ごとに添う」と記されている。

1754年の改修の際、旧制を改めて華式とし、一棟にして三門、その左右は中央に比してやや低い。その後傷みが甚だしく、1912年（明治45）に取り壊され昭和の初期にはわずかに礎石を留めるのみであった。

(11) 淑順門

首里城内院へ至る門で、久慶門から右掖門を通り、20~30mほど入ったところにある楼門、俗に「ナカウジョウ」と称する。「混効験集」に「おなかおぢやう。此御門尚貞尊君美世に淑順の額掛」とある。瑞泉門と同形で、規模は小さい。創建年は不明。首里城がまだ二重に囲まれていなかった尚真王代（1477~1526）までは、瑞泉門が城の本門で、淑順門は当時の城の外郭に設けられた副門であったことからナカウジョウと呼ばれたと考えられている。

(12) 広福門

首里城内郭の漏刻門と奉神門の途中にあって、奉神門の北側に位置する。木造の櫓門で東側に大与座、西側に寺社座が連なっている。創建については不明。廃藩置県後の1912年（明治45）、第一小学校築造のときに、奉神門とともに撤去された。

(13) 美福門

首里城の城門の一つで、尚巴志王時代（1422~1439）の創建と伝えられ、首里城の東南の赤田方面に向かっていることから赤田御門ともいう。構造手法は門の両脇が布石積みで、上部に木梁を架け、その上に木造平家瓦葺きの入母屋屋根の櫓を乗せた堂々とした門であった。1546年（尚清20）、その外側にアーチ型の繼世門が築造された後、赤田御門は世継ぎの通称となった。

3. 国指定の理由

首里城跡は昭和47年5月15日、国の史跡に指定されたが、その指定理由は次のようにになっている。

首里城は、首里丘陵の最高部にあり、「三府龍脈碑記」（乾隆15年、1750）のいように「三府」を統合する中山王の王宮、居城としてふさわしい位置を占めている。城の創建年代は不明であるが、沖縄最古の金石文である「安國山樹華木碑」（宣徳2年、1427）に尚巴志が「王城外」の安國山に池をうがち、華樹を植えたと記録され、ついで「首里城正殿前梵鐘」（天順元年、1457）に、尚泰久が即位の直後にこの鐘を鋳造し、「中山国王殿」の前に掛けさせたとあるので、第一尚氏による三山統一後に王城として確立されたことが知られる。

その後、第二尚氏の尚真、尚清によってさらに拡張され、王城東南石垣を二重にし、「繼世門」を設けたことが「添繼御門之北之碑文」「すえつき御門の南のひもん」(嘉靖25年、1546)にみえ、今日の首里城の規模が出来あがったものと思われる。「中山伝信録」(康熙60年、1721)に描かれた「冊封中山王図」は、ほぼ今日の首里城と同一である。

城はその正面、那覇より東行する大道に、国門第一門としての中山門、第二門としての守礼門をかまえ、さらに守礼門内の園比屋武御嶽（そのひやむうたき）をへて、城門第一門としての歓会門を設ける。したがって城は西面し、外郭にはこの歓会門を正門とし久慶門、繼世門（裏門）の三門をひらき、内郭には瑞泉門・美福門・淑順門・白銀門等を設け、これら諸門を連ねる石垣は、内外から珊瑚性石灰岩の切石をもって高く厚く積み上げ、諸門は何れもこの石垣上に架せられていた。内郭には木造の諸宮殿を建立しそのうち正殿は、百浦添御殿（ももうらそえおどん）と称され、もっとも雄大であり、その前面左右に南風殿（はえおどん）、北殿（にしおどん）が相対し、これらを廻って書院（二階殿）、内原書院等が存在していた。

今次大戦前には、これらのうち、守礼門、歓会門、瑞泉門、白銀門、正殿、南風殿、北殿、二階殿等のすぐれた建築が残存していたが、戦災によりすべて失われ、守礼門のみは往時を模して復原された。城内の首里森（しゅりもり）等の御嶽も原形を失い、石垣も戦後の破壊を加えて原形をとどめない箇所がかなりみられる。

しかしながら、首里城は沖縄を代表する城であり、王城としての構えをなお十分に伺うことができる。

4. 文化財としての価値

首里城は、約500年にわたって琉球王国の政治・経済・文化の中心的役割を果たしてきた城であり、また琉球王国の土木技術・建築技術等の粹を集めて築城された沖縄の代表的な城でもある。その意味において、歴史学・考古学・民俗学的な研究価値はもとより、土木工学、建築学の分野においても重要な存在となっている。

このように、首里城は有形無形の多様な価値を有しているが、そのうち、歴史的・学術的及び建築技術的価値について記述してみたい。

(1) 歴史的・学術的価値

① 沖縄の歴史は、数万年もの古い歴史をもち、骨角器文化をその特徴とする旧石器時代に始まり、その後、日本の縄文文化の影響をうけて、貝塚時代が紀元前4,000年頃から紀元700年頃まで続いたとみられている。

やがて、長い貝塚時代が終わり、グスク時代を迎える。グスク時代に入ると、これまでの古い社会を大きく変貌させ、歴史はダイナミックに展開する。すなわち、13世紀頃からは各地に按司（アジ）と呼ばれる首長がグスクを築造して互いに攻防を展開してい

く。

そして、按司同士の攻防の中から、他の按司を征圧して強大となった「世の主」と呼ばれる支配者が出現。14世紀の初めには、北山（今帰仁城）・中山（浦添城のち首里城に）・南山（大里城）をそれぞれ拠点に、三人の世の主が覇を競った。いわゆる、三山時代である。

1372年、中山の王察度は、中国の明朝の求めに応じて入貢し、正式の国交関係（冊封関係）を築いた。これに対し、南山や北山も相次いで明に入貢した。

15世紀初め、中山を攻略して新しい覇者となった尚巴志は、北山と南山を相次いで征圧し、父尚思紹のあとを受けて統一王朝（第一尚氏王朝）を確立する。尚巴志は諸制度を整え、居城を整備するとともに、明国との貿易に力を尽くし、政権の安定に努めるが、その後、王位継承争い（1453）や護佐丸・阿麻和利の乱（1458）が起きて土台がゆれ、1470年、ついに第二尚氏の祖、金丸を中心とする勢力に倒れる。

金丸は尚円と号し、諸按司を押さえて国家機構を強化（第二尚氏王朝）。その後、三代目の尚真王の治世下で、北は奄美地方から南は与那国に至る各島々を王都首里を拠点とする国家によって統治する。いわゆる琉球王国が完成する。

ところで、第一尚氏王朝の頃から、沖縄の対外交易は急速に発展し、西の中国、北の朝鮮・日本、南の東南アジア諸国を結ぶ交易ルートをつくりあげ、東アジア屈指の中継交易国家として発展した。

交易の発展は、国家財政を支えたばかりでなく、文化の発展を促した。特に、王都首里を中心とする石造建築文化をはじめ、酒や染職などの工芸面にもめざましく発展を遂げ、沖縄文化の第一次隆盛期をみたのである。

このような歴史の過程において、首里王朝を中心に沖縄固有の文化が形成されてきたわけで、今日の沖縄文化の基盤となっているのである。

② 次に、沖縄のグスクの研究対象としてたいへん貴重な存在であることがあげられる。

首里城は、俗に「シュイグスク」と唱する。一般に沖縄では、「城」と書いて「グスク」と読ませている。

沖縄のグスクは、概ね13世紀から15世紀にかけて築かれたものであるが、現存する200余りに及ぶ大小さまざまなグスクは、規模はもとより、その性格も不明確なものが多い。

しかしながら、首里城をはじめ、浦添城・座喜味城・中城城・勝連城・今帰仁城等は、いずれも石灰岩丘陵台地を利用し、山頂部を中心に階段状に郭を配した構造となっており、本土において古代から中世にかけて築城された「山城」（やまじろ）に類するものと考えられている。

本土においては、戦国時代の末ごろから大名領国の形成や戦法の変化などに応じて城の形態も天守閣や濠を有する、いわゆる「平城」(ひらじょう)へと移行するが、沖縄においては尚巴志による三山統一(1429年)以後、各地の争乱が終息したことに伴いグスクの発達も中断する。その中で、尚巴志の居城だった首里城だけは全島支配のための統治機関としてむしろ整備拡充され、16世紀半ごろには、ほぼ今日に観るような首里城の原形を造り上げたのである。

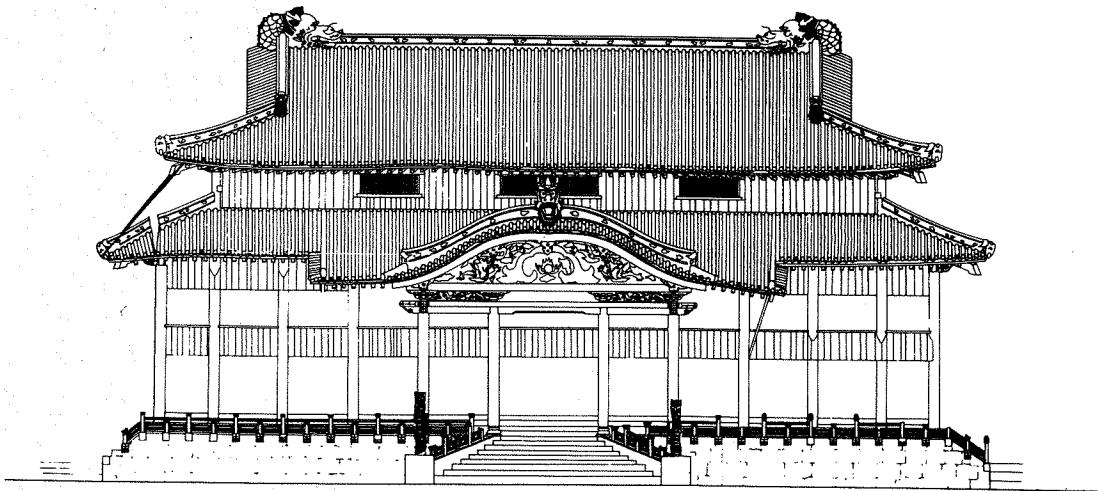
このように首里城は、古く本土における中世的山城の形態を残しながらも、中国をはじめ朝鮮や東南アジアなど周辺諸国との交易を営むなかで、外来文化を摂取受容して、沖縄独自の壮麗な宮殿建築などを完成させ、明治初期頃まで存続させてきたのである。

このことは日本城郭史の上でも稀有な事例であり、特異な存在であるといえる。

(2) 建築技術的価値

首里城は、およそ500年に及ぶ王府政治の中心地として近年まで命脈を保持してきた数少ない都城である。

城の繩張りは、内外二郭からなり、外郭には歓会門(正門)・久慶門(側門)・繼世門(後門)の三大門を設けて防備を固め、内郭には瑞泉門・漏刻門・美福門・淑順門・白銀門などの九つの小門があり、そして郭内には正殿・北殿・南殿など多数の建造物があった。



首里城正殿

これらの殿宇・石壇・楼門等は、琉球建築技術の精華であり、そのいくつかは旧国宝に指定されていた。

建築技術の観点から、例えば首里城正殿（百浦添あるいは唐破豊ともいわれる）は沖縄最大の木造建築物で、日中折衷の建造物とされている。また、北殿の内部意匠は中国風、南殿は純日本風で、特異な歴史を反映している。城壁は沖縄独特の石灰岩切石積み、外郭の城門はアーチ門で建造されており、このような意味でも首里城は、琉球建築の集大成であるといえる。

第3節 整備の現況と動向

1. 首里城跡の整備状況

(1) 首里城城郭等復元整備事業

首里城跡の復元整備は、沖縄県民の、戦後の早い時期からの切なる念願であった。

昭和47年5月15日の沖縄の本土復帰に伴い、復帰対策要綱の中で首里城の復元修理についての閣議決定がなされ、沖縄振興開発計画において、特に戦災文化財の復元を推進することが確認された。

そして、首里城跡・戦災文化財復元整備計画により、復帰記念事業として昭和47・48年度には「首里城歓会門復元整備事業」を、また昭和49・50年度には「首里城歓会門接続石垣復元整備事業」を実施した。

次いで、昭和51年7月に首里城久慶門遺構発掘調査委員会を発足させ、同年9月に遺構の発掘調査を実施し、これに基づいて首里城久慶門復元計画等をまとめ、昭和52年度から58年度にかけて「首里城久慶門復元整備事業」を実施した。

久慶門の発掘調査によって確認された遺構及び遺物は、次のとおりであった。

①遺構

門の西側石垣は全面的に出てきたが、砲爆撃を受けているため上部は無く、下部の2/3が総体的に損傷を受けた形で発掘された。東側は砲爆撃の跡が最もひどく、東隅の一部は2/3が残っているに過ぎない。そこから門に至る間は礎石のみを残して滅失に近い。道路から門に昇る階段およびその袖石垣、両側の樋川の「ひんぶん」石垣など礎石が僅かに残っている状態で発掘された。樋川への道路の敷き石は両側ともある程度残っている。また、西内側には大正か昭和初期頃に造られたと見られる石段と排水溝が出た（『史跡首里城跡久慶門遺構発掘調査報告書』沖縄県教育委員会 昭和51年11月）。

②遺物

もともとこの門の付近には東側奥に孔子廟があるだけで、遺物の出土は期待していなかつ

たが、客土とともに城内からのものと思われる投物石材、赤・黒の瓦片などが出土した。投物石材には正殿の前面勾欄持送り材、孔子廟のものと思われる礎石と礎盤、門両側の樋石などが主なものである。

このようにして、昭和47年度から始まった首里城歓会門、久慶門および同接続石垣の工事は昭和58年度に完了、外郭部分が整備された。

そこで、内郭部分についても整備する必要があるため、引き続き首里城正殿等戦災文化財復元整備事業を第二次沖縄振興開発計画の中で主要プロジェクトとして位置づけるべく国に要請するとともに、これらの整備に備えて昭和57年度には県単独事業で首里城跡の現況調査を実施した。

そして、昭和59年度から62年度までの4ヵ年継続事業で新たに内郭部分を整備することになった。4ヶ年継続事業の内容は次のとおり。

昭和59年度には内郭の約1,400m²の範囲の遺構調査を実施するとともに、久慶門内側の通路部分と両側の石垣を整備し、昭和60年度には井戸及び瑞泉門につながる土留石垣の整備などを行った。

61年度は久慶門内部入口の東西に伸びる石畳の整備を終了、62年度は歓会門から入って瑞泉門階段下部にとりつく石畳とその周辺一帯の整備を行う。

なお、59年度に行った発掘調査の状況は次のとおり。

当該地域の西半郭（歓会門側）は当時の面から約1mほど削りとられ、その東側（久慶門側）は地形的に当初から低いということもあって、約3mほどの厚い瓦礫土層下に石畳、石垣、井戸等が遺存していることが明らかになった。瓦礫土層からはグスク時代から現代におよぶ遺物が得られ、その出土状況から南側の郭上から押し落とされたものと思われる。

石畳は新旧関係を示す重複したものが確認され、その地下に四本の暗渠及び地上に一本の排水溝がみつかり、数回の修改築をみせている。龍樋から流れる清水は石造りの樋に丸瓦を覆せ、その上に三和土と塼で密封した管を造って南側の石垣を通り久慶門両脇に流れ落ちるようにしている。また、東側で検出された井戸の水は水位を一定に保つため地下の暗渠に流れ、さらに、そこでの使用水は目くら目地の石畳を通じて地下の排水溝に流し、いずれも久慶門の下を通って、全て円鑑池にそぞろに配慮されており、水に対する気遣いがうかがい知れる。

石畳の下部や石垣等の下部構造を確認するため、数箇所で試掘調査を入れたが、特に歓会門内側地域（調査地域の西半分）の地山（地形）において20~30°の傾斜面をつくり、その上に岩塊や赤土等を約4.40mほど入れ込んで造成し、また石垣（城壁）を築造したことが明らかになった。

これら造成された層からは叩き目の入った灰色瓦類が検出されている。

さらに、地山直上の黒色の遺物包含層からは、グスク系土器、輸入陶磁器などが出土し、考古学的にも貴重な資料が得られた。

(2) 首里城正殿の発掘調査

首里城跡の国営公園化が確定的になったことから、正殿の建築前に、遺構の状態の確認、あるいは学術資料の確保等が必要であるとの観点に立って、県単独事業によって首里城正殿跡の発掘調査を実施した。

計画では、昭和60・61年度の2ヵ年で発掘調査を行い。62・63年度で資料整理を行う予定になっている。60年度は、8月10月までの3ヵ月間にわたって実施したが、その状況は次のとおり。

発掘面積 ($45 \times 30 = 1350\text{m}^2$) のうち、主として正殿の前半分地域と四隅部を対象に発掘した。

① 遺構

基壇は、東側から西側へ傾斜する地形に応じるように、低い西側（正殿正面側）から順次一定の間隔で石垣を積み、その内郭に石灰岩塊を入れ、そして外周とくに正面部に $1\text{m} \times 0.6\text{m}$ の石灰岩の化粧石をもって形づくった基壇で、現在の高さは1.50mになっている。しかし、その遺存状況は予想以上に破壊されて悪い。

基壇は一様に戦火をあびて赤褐色に変化し、上面は約30~40cmが削平されているため、礎石や正面部に築造された勾欄等は現位置では確認されていない。

特に、基壇の北側地域が砲弾による爆破や地盤沈下、その他土地造成によってその破壊が著しくなっている。ただしこの保存状態は決して良好とはいえないが、正殿の規模や形状については正確に把握される。

特筆されるのものとしては、基壇の新旧を示すと思われる石列（石積）が新たに発見されたことである。それは新しい基壇より西側で約3.40m、南側1.80mと小さく、正面中央奥には階段が造られ、また基壇が赤く焼けているなどの特徴がみられる。

史実にみられる1453年、1660年、1709年のいずれの焼失か、その出土する遺物の対比によって創建年の時期がある程度判明していくものと考えられる。

また、その他階段部の基壇やその踊り場の壇、石積組み補修等細かい修改築痕をとどめている。

② 遺物

現在出土している遺物は、建物に関わるもののが9割を占めているが、これらは新しい基壇を覆う土層から得られたものである。その主なものは屋根に葺かれていた平瓦、丸瓦、軒瓦、飾り瓦で、いわゆる明式系の赤色瓦が多数を占めている。

基壇正面の下部からは、その周辺に設けられたとみられる勾欄、および羽目板、束柱、

螭首、そして龍柱、礎石等が出土している。勾欄は微粒砂岩（ニーピ）を素材としたものが多い。一個黒色の硬質石も認められた。銘の記されたものとして、唯一、礎石に「一番」と銘されたものが確認されている。

礎石は、丸形の大型のもの、四方形の定形のもの、加工された円形のものと数種類からなっている。木造部分に使われたものとしては、角釘（長さ平均20cm台鉄製品）真鍮製の小型釘、銅製の飾り金具、その他錠などの留め金具類が出土している。

特に、角釘については、昭和初年の大修理のさいに使用されたことが明らかになっている。特徴的なものとして北側地区から梵鐘の破片が出土している。これは戦火を受けてドロドロに溶けているが、一部に「天上人間」と判読されることから、相国寺の鐘であることがわかった。

その他、生活に供された遺物が得られているが、正殿そのものが主として政治関係の施設としての性格をもっていたためかその量は極めて少ない。日常汁器としての中国産輸入陶磁器は僅少であり、沖縄製陶器が僅かに出土しているのみである。

それ以外に、ガラス玉、錢貨、石製の硯等が出土している。ただ今回の調査は、最上層に限って行われたものであり、しかも、発掘面積が狭い範囲であったというこもあって出土遺物もこのように限定されたものとなっている。

古い基壇の試掘溝からは、中国産輸入陶磁器や土器、錢貨、刀のつば等の遺物が認められており、今後基壇の下層調査が本格的になされれば、さらに多くの資料が得られるものと思われる。それとともに正殿の創建年代や改築の年代、時代の変遷によって変化した正殿の規模等、古文献に記されていない新しい事実が解明されるものと期待される。

今回の調査でもう一つ特筆されるのは、地域住民の文化財保護思想の高揚を図る目的で県民参加による発掘調査を実施したことで、小・中学生を中心に多くの県民が参加し、好評を得た。

なお、沖縄開発庁の委託により、この首里城正殿跡の遺構発掘調査と同時に、正殿の位置を確認するための試掘調査（240m²）を実施し、基壇の四隅を確認した。

(3) 首里城関係年表

西暦	琉球王	首里城関係事項	備考
	察度王	① ○首里城正殿、このころ創建と伝えられる。	①首里城内の中心的建物。ムンダスィー、ウムンダスィー(百浦添)、または国殿、カラファーフ(唐波豊)と呼ばれた。『李朝実録』によれば、第1尚王統時代に、すでに3層の正殿があったと伝えている。正殿は沖縄最大の木造建築で、外観は重層、内部は3層であった。屋根は本瓦葺き入母屋作り、向拝唐破風(玄関)付きで、琉球独特の手法となっている。
1427	尚巴志6	② ○龍潭を掘り、安国山樹華木之記碑建立(最古の碑文)	②尚巴志は冊封使の勧めにより懐機を明へ派遣させた。懐機は帰国後、城地数10mのところに池を掘り龍潭と名付けたと考えられる。〈安国山樹華木之記碑〉によれば各国の美しい花が池の周囲に植えられ、魚が泳ぎ、首里城が水面に映り、琉球唯一の名勝池であったという。中国の使者は滞在中に、慣例として龍舟宴に招かれた。1604年以来5回の浚渫が実施された。
1428	尚巴志7	③ ○中山門創設	③首里城第1の坊門。「下の綾門」「しものとり」と呼ばれた。綾門大道の西端、現首里高校西端の路上にあった。『使琉球録』では、中山門から歓会門までのことを記してあるが守礼門には触れていず、当時守礼門はまだできていなかつたことがわかる。最初板葺きであったのを、1681年瓦葺きに改めた。1908年老朽化により撤去された。
1453	尚金福4	④ ○首里城火災	④志魯・布里の乱で首里城正殿が炎上。その後、1660年、1709年にも火災に見舞われた。
1455	尚泰久2	○首里城正殿再建 ⑤ ○天界寺、景泰年間(1450~1456)尚泰久王代に創建と伝えられる。	⑤臨済宗の寺で山号は妙高山。円覚寺、天王寺とともに三大寺と称せられ、尚氏の菩提寺であった。寺域は広大で、守礼門の南側から玉陵に至る範囲。
1458	尚泰久5	万国津梁之鐘が首里城正殿にかけられる。 ⑥ ○尚真王代に首里城歓会	⑥首里城の正門で俗に「あまへ御門」と称する。石造拱門(アーチ門)に、木造平屋本瓦葺き入母屋造りの櫓をのせた形式で、門幅2.9m、奥行き4.4m、拱中央の高さは4mである。
		⑦ 門並びに久慶門を創建か	⑦首里城外郭の北側に位置する通用門で俗に「ほこり御門」又は「樋川御門」と称する。石造拱門で上部に木造瓦葺きの櫓をのせ、広さ2.8m、拱の高さ3.4mである。

西暦 琉球王	首里城関係事項	備考
1492 尚 真16	⑧ ○円覚寺の創建に着手し、1494年竣工する。	⑧臨済宗の沖縄での総本山。先王尚円を祀るため建てられ、第2尚氏王統の菩提寺であった。禅宗七堂伽藍の形式を備え、寺域は1080坪あった。周囲には石垣をめぐらし、全体的に上り勾配になっていた。総門、脇門、放生池、放生橋、三門、鐘楼、仏殿、御照堂、獅子窟、龍淵殿、庫裏を配置し、境内にうっそうと茂る亜熱帯系の樹木が蔭に映え、堂々とした伽藍であった。
1494 尚 真18	○円覚寺に宗廟(御照堂)を建てる	開山住持は芥隱。
1496 尚 真20	○円覚寺記碑建立。	
1498 尚 真22	○円覚寺放生橋を築造する。 ⑨ ○たまおどん(玉陵)碑建立	
1501 尚 真25		⑨王陵は、第2尚氏王統の墓陵であり、沖縄の墓陵の代表的なものである東西に連なる岩山をうがち、北面して破風墓が3基連続して築かれている。中室は「シルヒラシ」、東室は王と王妃の墓室。西室は王子、王女の墓室である。周囲は石垣で囲まれ、さらに外庭と中庭に石垣で区画されている。庭はいずれもサンゴ礁細片が敷かれている。
1502 尚 真26	○円鑑池をつくる。 ⑩ ○天女橋、龍淵橋架設 ⑪ ○弁財天堂創建	⑩円鑑池の中之島に架設された石橋、親蓮橋ともいう。橋台は琉球石灰岩、勾欄は砂岩(ニービヌフニ)製である。親柱は逆蓮宝珠、東柱は握蓮の意匠である。戦災で破壊されたが昭和44年に復元された。
		⑪円鑑池の中之島に建てられた小堂。朝鮮王から贈られた方冊蔵経を収納するため建立された。慶長の役(1609)で堂宇は破壊された。1621年に再建され円覚寺方丈内にあつた弁財天堂を移して安置し、弁財天女堂と称した。
1508 尚 真32	○首里城に石欄・龍柱を建立 ⑫ ○首里城北殿、正徳年間(1506~1521)に創建	⑫俗に「ニシヌウドウン」、議政殿といわれた質素な建物である。冊封使歓待の建物だが、ふつうは評定所に使われていた。1879年陸軍省管轄、1909年首里区に移管、1936年沖縄郷土博物館として使用されていたが、沖縄戦で破壊された。
1519 尚 真43	○園比屋武御嶽石門創建	⑬国王が城外に出かけるとき、帰路往路の安泰を祈願したと伝えられる拝所である。門扉を除きすべて石造りで、石造建築物では最も琉球独特の様式を伝えている。戦災で一部損傷したが、1957年復元、近年地盤沈下によりひび割れが生じ、昭和59年より石門保存修理工事を行ない、昭和60年度に完成した。

西暦 琉球王	首里城関係事項	備考
	⑭ ○ <u>弁ヶ嶽</u> に石垣石門を創建	⑭那覇市の最高所(165.7m)、首里汀良町にある丘陵。「ピンヌウタキ」ともいう。小嶽は斎場御嶽への遙拝所。大嶽は園比屋武御嶽と同年、同人物によって建てられたと言われており、久高島への遙拝所である。かつては松などのうつそうと茂る森であった。
1522 尚 真46	⑮ ○ <u>真珠道</u> 、真玉橋をつくり、真珠湊碑を建立	⑮首里城守礼門東南脇の石門を起点として、金城をへて真珠湊（国場川の河口、那覇港）にいたる約4kmの石畳道。起点の石門脇には、真珠道の建設および真珠橋架橋の由来を記した「真珠湊碑」が建っていた。
1523 尚 真47	⑯ ○ <u>瑞泉</u> の龍樋、中国より渡来	⑯首里城瑞泉門の左方下に湧出する泉。沢岐盛里が中国から吐水石龍頭を持ち帰り、取り付けたもの。冊封使滞在中は、この水を汲み施設の飲料に供したという。冊封使らはこれを賞賛し、「中山第一」「源遠流長」「飛泉瀬玉」などの石碑を建てた。湧き出た水は円鑑池に注がれる仕組みとなっていた。
1523 尚 真47	⑰ ○守礼門、嘉靖年間(1522~1566)に創建	⑰首里城第2の坊門。「守礼の邦」の扁額を掲げる。「上の鳥居」、「上の綾門」とも呼ばれた。戦災で破壊されたが、1958年に復元された。
1546 尚 清20	⑯ ○首里城東南の城壁拡張及び <u>繼世門</u> 創建	⑯首里城東南側の外郭で、内郭の美福門の外側にある。外郭の第三門で日常の通用に用いられた。門は石造拱門(アーチ門)で南東向き、創建を記念して、添継御門之北之碑文(漢文)、同南のひもん(琉球文)の両碑が門外に建立された。
1548 尚 清22	⑯ ○ <u>大美御殿</u> 創建	⑯首里城御内原付属の別邸で、冠婚葬祭の礼式、産所、かつ城中の女性の休養の殿であった。現在の首里高校敷地の東部にあたり、首里城古地図によると4棟の大きな建物が中庭を囲んで配置され、その東方に3棟、綾門大道沿いの石垣に接して1棟の建物がある。石垣に接する建物は小樓で、綾門大道で催される綱引きや競馬などを見物する所であった。
1562 尚 元7	㉐ ○ <u>奉神門</u> 石欄干を築造	㉐首里城正殿前面の広場に建てられた細長い門で「きみほこり御門」ともいう。1912年に取り壊された。
1579 尚 永7	㉑ ○守礼門に「守礼之邦」の扁額を掲げる。	㉑守礼門には初め「待賢」の額が掛けられ、ついで「首里」の額が揚げられた。「守礼之邦」の扁額は冊封使の滞在中に限って掛けられていたが、尚質王の代に常設されるようになった。

西暦 琉球王	首里城関係事項	備考
1609 尚寧21	○ (島津の琉球入り) ㉒	㉒徳川家康は対明通行回復交渉の斡旋を意図し、琉球に家康への聘門を要求したが、琉球がこれに応じなかつたため、島津は問題解決の手段として琉球への武力行使を決意し、3,000余の軍を出陣させ琉球を攻略し、制圧した。その後琉球は領土を割譲され、薩摩藩の附庸国となり、貢納負担義務と対清進貢貿易を支配される。
1618 尚寧30	○首里觀音堂創建 ㉓	㉓正式には慈眼院と称する。1618年には觀音像が安置され、1665年（尚質18）以降、毎年3回国王自ら参詣し、国家安穏を祈願するようになった。
1621 尚豊1	○弁財天堂再建 ㉔	㉔御庭の南側にあった殿。南風殿「フェーヌウドゥン」とも呼ばれた。薩摩の役人を歓待するために造られたと思われる。日本様式の書院造りに似ており、二階建て入母屋造り本瓦葺きであった。渡り廊下で接続する番所は南殿の玄関的役割の建物で、内壁は白漆喰で仕上げられ、南殿よりも日本様式が濃かった。
尚豊19	○中城御殿(世子殿)、崇禎年間（1628～1644）に創建 ㉕	㉕世子殿の俗称。創建当時は現首里高校敷地内にあったが、1870年に現在の県立博物館敷地に造営された。敷地は3,000坪余、殿の主要建物20数棟は連結し、男性だけの表御殿と女性だけの奥御殿に分かれていた。廃藩置県による首里城明け渡しのとき（1879年）、国王はこの世子殿に移り住んだ。
1660 尚質13	○首里城正殿炎上 ㉖	㉖龍潭の排水路に架かる橋。第一尚氏王統の菩提寺慈恩寺跡から移して架橋したと伝えられる。沖縄戦により破壊されたが拱石を含む橋体は残存している。
1661 尚質14	○竜潭に世持橋を架設	
1671 尚貞3	○首里城正殿再建	
1673 尚貞5	○首里城北の路を開く	
1674 尚貞6	○安国寺、久場より現在地に移築	
1677 尚貞9	○首里金城橋を石造にして架設	
1681 尚貞13	○中山門・瓦葺きとなる	
1682 尚貞14	○正殿に竜頭の甍を飾る	
1709 尚貞41	○首里城正殿・北殿・南殿火事で焼失	
1712 尚益3	○島津、首里城正殿復興のため材木19,525本を琉球に贈る。	

西暦 琉球王	首里城関係事項	備考
1718 尚 敬 6	②○(学舎を聖廟の東地に創建)	②正式な教育機関で久米村の孔子廟内に創建された。
1721 尚 敬 9	○円覚寺火事で炎上	
1739 尚 敬27	○首里城漏刻門前に日時計を設置して時刻を計る ②○首里城内に寝廟殿及び世持御殿創建。	②国王の位牌を奉祀する殿で、俗に「ウチンピューウドゥン」と呼ぶ。首里城正殿の東方奥の白銀門の内郭に設けられ、国王薨去の際は靈柩を安んずる殿でもある。
1753 尚 穆 2	○首里城奉神門改修。	
1768 尚 穆17	○首里城正殿修理終る。 ②○(国学を創建)	②1798年中城御殿に公学校所として開学。翌年当蔵に移転。1801年龍潭池畔に移転し、国学と称した。36年には孔子廟が併置された。国学開講にあたり尚温は自筆の「海邦養秀」の扁額を掲げた
1846 尚 育12	○首里城正殿重修 ③○首里城明渡し	③1875年内務大臣松田道之は処分官として来琉し、摂政職の廃止を勧告した。1879年1月再び来琉した松田は督責書を手交したが藩庁はこれを遵守せず松田は帰京した。同月日本政府は琉球処分案を起案した。同年3月三度来琉した松田は首里城にて廃藩置県の御達書を手渡した。国王尚泰は同月末首里城を明渡し、中城御殿へ移った。
1903	○首里城跡(18,831坪)を首里区に払下げる。	
1924	○沖縄県神社県社となる ①○首里城正殿国宝指定	①沖縄県の〈県社〉として建てられた神社。首里城正殿を拝殿にして創立された。
1925	○首里城正殿解体修理起工	
1928	○首里城正殿解体修理工事竣工	
1931	○(国宝指定) 首里城関係5件、円覚寺関係9件	②(首里城関係) 歓会門、瑞泉門、白銀門、守礼門。(円覚寺関係) 総門、右掖門、左掖門、放生橋、三門、仏殿、園比屋武御嶽石門、龍淵殿、鐘楼、獅子窟
1936	○沖縄郷土博物館設立(首里城北殿を使用)	
1937	○首里城守礼門解体修理工事竣工	

西暦 琉球王	首里城関係事項	備考
1945	○戦禍により首里城正殿をはじめ、歴史的諸文化財等がほとんど破壊される。 ⑬	
1950	○首里城跡に琉球大学開校	⑬1949年首里城跡に校舎建設開始、1950年5月6学部・562人の学生で開学、1952年米国民政府令〈琉球大学〉布告、以後16年間は布令大学。1966年琉球政府立大学となる。1967年短期大学部開設、1972年国立大学へ移管。1982年教育学部の移転を最後に首里キャンパスより西原町千原に移転完了。
1957	○園比屋武御嶽石門復元	
1958	○守礼門復元工事	
1968	○円覚寺総門復元	
1969	○弁財天堂天女橋復旧	
1973	○首里城歓会門復元	
1982	○琉球大学西原町へ移転完了 ○園比屋武御嶽石門保存修理着工	
1984	○首里城久慶門復元 ○久慶門裏の外郭内一部発掘（石疊道、寒水川、井戸など）	<p>〈参考資料〉</p> <p>沖縄大百科事典（沖縄タイムス社編）</p> <p>琉球歴史・文化史総合年表（琉球文化社、又吉真三編）</p> <p>新稿沖縄の歴史（三一書房、比嘉春潮）</p>

第4節 史跡首里城跡整備委員会について

目的・内容等

(1) 整備等に係る諸問題を検討し、整理する。

(2) その結果をまとめ、国の計画等の参考に供する。

(3) 国と県の役割を明確にし、計画を促進する。

〔要綱上〕① 首里城跡の保存整備計画に関すること

② 首里城正殿等の復原に関すること

③ 首里城跡の遺構調査に関すること

④ 首里城跡の修復、修景等環境整備に関すること

⑤ その他首里城跡の保存整備に関すること

理由等

(1) 県教育委員会として、その立場から整備についての考え方をまとめておく必要がある。

(2) 国の計画等を補完し、より望ましい整備を促進する必要がある。

(3) 専門的分野が多いため、有識者の指導を仰ぐ必要がある。

人物・主体等

(1) 考古・歴史・植生・建築・史跡整備・民俗・美術工芸等の有識者により構成する。

(2) 行政的立場から県の関係職員を、又、県民参加の観点から一般の代表を加える。

(3) 事務局は教育庁文化課とする。

〔要綱上〕① 沖縄県文化財保護審議会委員

② 学識経験を有する者

③ 地域を代表する有識者

④ 沖縄県職員の中から委嘱する。

場所・対策等

(1) 首里城正殿を中心とするが、城内及び周辺の文化財に係るものについても検討対象とする。

時期等

(1) 59年度内に発足させ、60年度から具体的な検討を行う。

(2) 60年度内には基本的な考えをまとめる。

方法等

- (1) 整備等に係る問題点（検討事項）を抽出し、各々の事項をクリアしていく。
- (2) 他に専門的調査を要するものについては調査に関する方針や指示事項等を検討し、調査機関等に委託する。
- (3) 委員会での検討成果は報告書としてまとめる。

史跡首里城跡整備委員会設置要綱

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

史跡首里城跡整備委員会設置要綱を次のように定める。

昭和59年12月1日

沖縄県教育委員会

教育長 米 村 幸 政

史跡首里城跡整備委員会設置要綱

(設 置)

第1条 国指定史跡首里城跡（以下「首里城跡」という。）の保存整備及び首里城正殿等戦災文化財の復原について必要な調査及び審議をするため、史跡首里城跡整備委員会（以下「整備委員会」という。）を設置する。

(所業事務)

第2条 整備委員会は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、教育長に報告する。

- (1) 首里城跡の保存整備計画に関すること。
- (2) 首里城正殿等の復原に関すること。
- (3) 首里城跡の遺構調査に関すること。
- (4) 首里城跡の修復、修景等環境整備に関すること。
- (5) その他首里城跡の保存整備に関すること。

(組織等)

第3条 整備委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 沖縄県文化財保護審議会の委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 地域を代表する有識者
- (4) 沖縄県職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第4条 整備委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、整備委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 整備委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(庶務)

第6条 整備委員会の庶務は、沖縄県教育庁文化課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、整備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が整備委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和59年12月1日から施行する。

史跡首里城跡整備委員会委員

(順不同)

氏名	職名	要綱上の区分	備考
伊藤延男	東京国立文化財研究所所長	学識経験者	
坪井清足	奈良国立文化財研究所所長	〃	
三好勝彦	沖縄海洋博記念公園管理財団理事長	〃	
久場政彦	沖縄振興開発金融公庫副理事長	〃	
小島禮	琉球大学教育学部教授	〃	
上間清	琉球大学工学部教授	〃	
金城正篤	琉球大学法文学部教授	文保審委員	
又吉真三	又吉設計事務所所長	〃	
西村貞雄	琉球大学教育学部助教授	〃	
仲吉朝佑	首里城復元期成会事務局長	地域代表者	
大仲進	沖縄県企画開発部次長	沖縄県職員	
澤村宏明	沖縄県土木建築部次長	〃	
本田富男	沖縄県教育庁次長	〃	



史跡首里城跡整備委員会の会議



同上

史跡首里城跡整備基本構想

沖縄県教育委員会
(史跡首里城跡整備委員会)

昭和63年3月 印刷

発行 沖縄県教育委員会

☎ (0988) 66-2731

印刷 文進印刷株式会社

☎ (0988) 55-2323